

税制改正・特別徴収推進	2
年末年始情報 他	4
明るい選挙啓発ポスター審査結果	5
むらまち情報〈和束町〉	6
むらまち情報〈南山城村〉	9
むらまち情報〈笠置町〉	12
きょういく	14
地域情報	18



第93号
2013.12

茶源郷まつり盛大に 学生ボランティアも活躍



11月2日、3日に開かれた
茶源郷まつり

今年は昨年を上回る6,500
人の来場者。

関大生を中心とした学生ボ
ランティアもまつりの盛り上
げに一役買いました。



平成26年度から適用される 個人住民税の税制改正

●個人住民税均等割税率の改正（平成35年度までの10年間の臨時的措置）

①法律の趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として個人住民税の均等割の標準税率について地方税法の特例が定められました。（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号））

②特例の内容

町村民税均等割・・・現行の標準税率3,000円に、500円を加算した金額
府民税均等割・・・現行の標準税率1,000円に、500円を加算した金額

特例の期間 平成26年度から平成35年度の10年間

均等割	現行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度から平成35年度)
町村民税	3,000円	3,500円
府民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

●給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。※所得税は、平成25年分より適用されます。

●給与所得者の特定支出控除の改正

特定支出範囲の拡大

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費【上限65万円】（図書費、衣服費、交際費等）が特定支出に追加されました。

※所得税は、平成25年分より適用されます。

適用判定の基準の見直し

適用判定の基準が給与所得控除額の総額から給与所得控除額の2分の1に緩和されました。

●ふるさと寄付金の控除額の見直し

平成25年1月から国税で復興特別所得税が課税されることに伴い、平成26年度から平成50年度までの個人住民税について、寄付金税額控除額の算定に用いる所得税の税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算することとされました。

事業主の皆さまへ

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします。

『京都府内全市町村と京都府では、
個人住民税の特別徴収を推進しています。』

個人住民税（個人の市町村民税及び府民税）は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者（事業主）は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

●特別徴収のメリット

- 個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- 従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。



●手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を該当市町村へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。記載方法等詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先

笠置町役場	総務財政課	（電話0743-95-2301）
和束町役場	税住民課	（電話0774-78-3001）
南山城村役場	税財政課	（電話0743-93-0103）